

## 長岡京市重度障がい者等就労支援特別事業

令和4年4月1日より、重度障がいのある方の就労を支援する事業を開始します。

### 対象者

以下の要件に全て該当される方

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- 民間企業で雇用されている方(※1)、又は自営業(※2)の方で通勤や職場における支援が必要な方
- 1週間の所定就労時間が10時間以上の方(今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。)
- 長岡京市に居住している方(就労場所は長岡京市内に限定しません。)

※1 就労継続支援A事業所の利用者は除きます。

※2 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます(国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除きます。)

### 支援の内容

#### 【①企業に雇用されている方の場合】

民間企業が、重度障がいのある方等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援を行います。

	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
通勤支援	各年度3箇月まで	各年度4箇月目以降
職場等における業務介助(※3)	○	—(助成金で対応)
職場等における業務外の福祉的支援(※4)	×(助成金の対象外)	○

#### ※3 職場等における業務介助(JEEDの助成金を活用) *雇用純策*

文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付添い等

・文書の朗読・作成、機器の操作、入力作業、業務上の外出の付添い等の”高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が認める業務上の支援は、JEEDが実施する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(以下、「助成金」)を活用していただくことができます。

・助成金の受給には要件及び審査があり、障がい者を雇用する事業主がJEEDに対し、助成金の申請手続きを行う必要があります。

#### ※4 職場等における業務外の福祉的支援(本事業で支援)

喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等